

第4回 札幌市動物愛護管理推進協議会

議 事 録

日 時：平成28年12月6日（火）午後7時開会
場 所：札幌市保健所WEST19 2階 大会議室

○黒川所長 それでは定刻となりましたので、ただ今より札幌市動物愛護管理推進協議会第4回の会議を開催いたします。

札幌市動物管理センターの黒川です。どうぞよろしくお願いいたします。

本会議、公開で開催しておりますので、議事の内容については議事録として札幌市のホームページで公開することとなっておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、まず本日の出席状況、配布資料について確認をいたします。委員の出席状況についてですが、片山委員から欠席されるとのご連絡をいただいております。

そのほか佐藤委員がまだお着きになっておりませんが、現在の出席委員数が11名となりまして、委員数13名の過半数に達しておりますので、

札幌市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第15条により、この会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

まず1枚目の本日の次第、そして資料1として札幌市動物愛護管理推進計画の骨子案、表紙を除いて19ページの冊子となっております。

そして、資料2としまして答申案、こちらのほうも表紙を除きまして9ページの冊子となっております。

このほか参考資料としまして計画策定スケジュール案、1枚ものをお配りしております。

以上でございますが、足りない資料はございませんでしょうか。

それでは、次第に従いまして議事に移りたいと思います。議事の進行につきましては、高橋会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○高橋会長 よろしいですか。第4回の、それでは札幌市の動物愛護推進協議会を始めたというふうに思います。

大体4回である程度結果を出したいということで進めておりましたので、その辺の協力をよろしくお願いいたします。

今日やらなきゃいけないことは議題、ここに書いているとおりでございますが、最初に議事の進行について、事務局のほうより説明をしていただいで進めていきたいというふうに思います。

それでは、まず、附議事項である札幌市動物管理推進計画の骨子案についてから進めさせていただきますので、事務局からお願いいたします。

○上田職員 よろしくお祈いします。動物管理センターの上田と申します。

動物愛護推進計画の骨子案については、これまでいただいたご意見を基に全10章で今回まとめさせていただきました。第1章から順番に説明させていただきます。

第1章につきましては、計画策定の趣旨ということで全国的な現状、国の状況、北海道の状況、札幌市の状況、これまでの経緯をまとめさせていただいた上で計画策定の趣旨に

ついて記載しています。

個条書きのような形にさせていただきます。

続きまして、第2章についてですが、動物愛護管理行政の課題ということで、昨年策定いたしました基本構想に基づきまして、三つの重点課題をこちらにもまとめております。一つは動物に対する愛護について。二つ目、飼育動物の適正管理について。三つ目、動物の飼育環境への配慮についてという表題です。

続きまして、第3章ですけれども、こちらでは計画の基本的な考え方ということで、目標、それから推進計画策定の目的、計画の実施、期間、対象地域といった基本的な考え方をまとめております。

目標に関しては基本構想に則した計画として、基本構想と同じく「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」を目指すことというふうにさせていただきます。

続きまして、第4章にまいります。施策推進の基本的な視点ということで、関係者の責務と役割の明確化、そして動物関係団体との連携と協力体制の構築という二つのことについて触れております。

関係者の責務と役割につきましては、札幌市の動物の愛護及び管理に関する条例でも定められた、それぞれの責務とリンクさせて表現させていただきます。

続きまして、第5章、計画の推進体制ですけれども、こちらについては推進体制、どのような形で協力、協働していくかということで、関係団体がいかに、どのような連携体制、協働体制を構築していくか。

そしてこの推進協議会による評価、助言、提案を受けて、札幌市の施策が実施されていくというような体制を表現しております。

続きまして、第6章、ここから前回とは変更がありますので、少し詳しく説明をさせていただきます。

この第6章、数値目標についてはこれまで多くの意見をいただいて、今回も修正が入った部分ではありません。

まず一つ目、犬の殺処分ゼロ。二つ目の目標が犬および猫の引き取り数（年間）の減少。

三つ目が全ての犬の登録ということで、

大まかな方向性についてはこれまで協議していただいた基の案と大きくは変わっていないのですが、一つ目については殺処分というものについて、いかに定義するかということで、前回意見をいただいたことを反映いたしまして、安楽死という表現についても考えていくというふうにさせていただきます。

こちらの一つ目の目標の説明が安楽死がどのようなものかという部分については、ここではまず表現していないのですが、あとで、資料二つ目の答申書の中で安楽死というものがどういうものかということについて

協議会の意見を表現させていただきます。二つ目の資料の答申書（案）の6ページ、付帯意見というところのかつこ3番ですね、殺処分、そして安楽死、そして自然死という

三つの死について

意見をこちらにまとめさせていただいておりますので、ご意見、ご検討の際にはこちらも参照いただきたいと思います。

そして、骨子案の二つ目に戻りますが、犬および猫の引き取り数の減少ということで、これまで収容頭数という言葉を使わせていただいていたのですが、説明文にありますとおり、

平成 25 年に改正されました、国が示す基本指針の中で目標値というのが表現されていまして、その目標の表現の仕方が「平成 35 年度の都道府県指定都市、および中核市における犬および猫の引き取り数について、

平成 16 年度比 75%減となるおおむね 10 万頭を目指す」と示されたことを受けて、こちらの札幌市の目標についても引き取り数の減少という表記にさせていただきました。

この引き取り数の解釈ですが、説明文の後半、なおからのところに書かれていますとおり、飼い主不明の迷子で保護した犬猫と、飼い主が飼うことができなくなった放棄の犬猫の両方の合計として考えております。

こちらの減少もどの程度減少されるかというのが、これまで資料として出させていた平成 27 年度からの 10 年間での半減というものから、国の基本指針に合わせました、

平成 16 年度比での 75%減を平成 35 年度の目標とするというような表記をさせていただいております。札幌市の計画としては平成 39 年度を終わりとした目標をこの案としては組ませていただいておりますので、

39 年度の仮目標と同様の減少傾向が続いた場合ということを示させていただいておりますが、こちらについては未定ということで、この計画についても 5 年前後の見直しが考えられておりますので、

参考値として載せさせていただいております。

続きまして三つ目、全ての犬の登録についてなんですけども、これまで狂犬病予防注射の実施率についても触れさせていただいていましたが、

各委員の先生の方々からその予防注射の前に全ての犬の登録をまず目指すということが重要なのではないかと、登録の把握がまず大事ではないかということも踏まえて、目標値としては全ての犬の登録というふうに設定をさせていただいております。

少し長くなりましたが、続いて第 7 章。第 7 章についても基本構想にのっとった表現をさせていただいております。目標実現に向けた三つの基本施策ということで、一つ、動物愛護精神の涵養。二つ目、動物の適正管理の推進。三つ目、動物の福祉向上ということで記載をさせていただいております。

続きまして、第 8 章ですけども、具体的施策ということで、今、説明させていただきました第 7 章の三つの基本施策との関連を表現した中で、大きくまず一つ目、動物愛護精神の涵養に関わる具体的施策ということで、動物愛護思想

の啓発、そして動物愛護管理を担う人材の確保と育成について具体的施策、それぞれ動物愛護イベントの実施（強化）ということで、

これまで以上にイベントについて対象を広く市民全体として実施していきまうこととさせていただきます。

また、動物愛護教室、出前講座、それから動物愛護に関する広報活動、そして学校教育との協働強化についても取り組むということとしています。

次の12ページですけれども、動物愛護管理を担う人材の確保と育成ということで、具体的な取り組みとして動物愛護推進などに対する教育体制の構築（強化）、そして登録ボランティアのより広い分野での活用と活動支援ということで整理させていただいております。

続きまして、基本施策の二つ目、動物の適正管理の推進と関連した具体的なものとしては、適正飼育の普及啓発という一つ目の取り組みの中で、所有者明示措置の推進、名札、マイクロチップの利用と、

動物の飼育相談や飼い方教室、そしてこれまでも実施しております公園散歩講座、動物についての苦情相談対応や事故防止の啓発活動、そして犬猫飼い方ガイドライン札幌版の作成、

そして多頭飼育の届出制度が条例で定められましたけれども、多頭飼育に関する啓発活動ということで整理させていただいております。

次の14ページにいきまして、二つ目の動物取扱業者などに対する監視、指導ということで、動物取扱業者の監視、指導と研修会の充実、特定動物飼養者の監視、指導。

そして、こちらについてはこれまでと継続して取り組むとともに、効率化や研修会の実施内容がより良くなるようにというふうに考えております。

続きまして、三つ目のグループですけど、犬の登録と狂犬病予防注射実施率の向上ということで、犬の飼い主に対する指導と、犬の取り扱い業者に対する啓発、指導ということで整理させていただいております。

そして四つ目、災害時における対応体制の構築ということで、災害時における動物対策マニュアルの充実、強化。そして、動物に関わる災害対応方法の周知、強化。

こちらの周知方法についてはホームページやチラシによる周知のほか、避難所運営者との連携した研修会の実施などを検討しますとさせていただきます。

ご意見いただきました避難訓練だとかそういったものについても、この研修会の実施などの中で併せて検討していきたいというふうに考えております。

そして、災害時支援物資や人員の受け入れ体制の確保等ということで整理させていただいております。

基本施策三つ目の動物の福祉向上に関わる具体的施策としては、保護、収容動物の福祉の向上ということで、主に動物管理センターに収容された動物についての話になりますが、適正な収容環境づくり、そして適正な譲渡の推進ということで考えております。

そして、次、動物の遺棄や虐待の防止ということで、遺棄や虐待の防止に向けた市民全体に対する啓発ですね。それと関係団体などとの連携体制の構築ということで、遺棄や虐待を疑う事例が発生した場合の迅速な対応体制の構築に取り組みますとしております。こちらの第8章についても言葉の整理、いろいろなところでさせていただいていますので、またご意見をお願いいたします。

続きまして、第9章についてですけれども、動物管理センター（施設）としての位置付けと名称ということで、位置付けの整理、そして名称についてはこれからまた検討していきますという内容になっておりますが、動物愛護管理の役割を果たすのにふさわしい名称への変更と、それから旭川市の「あにまある」のように今後親しみやすい愛称を考慮することについても検討するというふうに記載をさせていただきました。

最後に第10章ですけれども、動物管理センター（施設）の機能強化ということで、これまでの施策の運営などに関して施設の機能強化、どのようなことをしていくかということをもとめさせていただいております。

一つ目、動物管理センター機能の集約と利便性の向上。現在2所体制の動物管理センターの1カ所集約。そして利便性の向上ということで、公共交通機関による来所、車による来所の両方が可能で、

多くの市民が利用しやすいような立地について検討するというようにさせていただいております。

そして二つ目と三つ目、市民交流動物愛護部門の創設と、動物保護管理部門の拡充ということですが、動物管理センター施設について必要な機能、もしくは部屋、スペースということ

どのようなものが必要かということを列挙させていただいております。こちらは前回と大きく違いはないかとは思いますが、確認をお願いいたします。

すいません、長くなってしまいましたが、この10章にわたる計画骨子案については以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。10章までありますので、説明を受けたあとランダムに意見交換をしようと思ったんですが、ちょっとそうすると行ったり来たりになりますので、

1章ずつ皆さんから質問を受けるなり、ご意見をいただくなりした形で進めていったほうがいいのではないかなというふうに思いますので、そういうふうにさせていただきます。

それじゃあ、まず第1章の計画策定の趣旨のところについて、まずどなたかご意見なりご発言があれば、お願いをしたいというふうに思います。

このところは国と道と札幌市の状況にちょっと説明が付いているのと、現状について書かれておりますので、その辺のところも含めて、あと今やっている27年度の札幌市におけ

る

今後の動物愛護管理に関わる基本的な考え方や方向性について、前に基本構想を出しておりますので、それについて少し書かれておりますので、どなたかご発言あれば、いかがでしょうか。

よろしいですか。また戻って構いませんから、でも一応順番にやっていったほうが良いと思います。

それでは、3ページ目の第2章、動物愛護管理、行政の課題ということで、動物に対する愛護、適正管理、それから飼育環境、この辺のところについていかがでしょうか。

何か抜けている、または足してほしい。どうぞ。

○上杉委員 第2章1番の犬猫の放棄や殺処分数を減らすためにですが、ここに殺処分数としては現れない生産流通過程や、野外で暮らす動物の福祉も視野に入れていただきたいと思いました。一昨年ですが、栃木県や佐賀県で小型犬が大量に遺棄される事件があり、宇都宮のペット関係者が動物を遺棄した罪で動物愛護法で逮捕されています。この部分を放棄や殺処分はもとより、不幸な犬猫を減らすために、不幸な犬猫を減らすという文言も入れていただきたいのですが。動物愛護法でも基本原則に動物は命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにと謳われています。広く動物の命を考える意味に於いても不幸な犬猫を減らすに加え、第3章のところにも犬と猫の殺処分数を減らすべきとありますので、同じようにしていただけたらと思います。

○高橋会長 わかりました、ありがとうございます。今のこのところについて、どなたかまた発言ありますでしょうか。市のほうはいかがでしょう、今の。これまた検討できますでしょうか。

○黒川所長 表現として検討させていただきたいと思いますが、実際の問題になると少し理念的なものになるかなと思います。

○高橋会長 あとそのほか、今のここら辺の動物愛護のところについてのことで何かご発言ないでしょうか。多分この第2章のところ、大枠で話を見ているので、ですからでも今の上杉さんの話も

どこかに少し入れてもらえれば、なおはっきりはしますよね。わかりました。そのほか何かありませんか。ちょっと私も気になったの、あとこれと、それから2番目のところにある災害時のことについて

この1行だけなんで、この辺のところも本当はもう少し増やしていただいてもいいのかなというふうにはちょっと思っているんですけども。よろしいですか、じゃあ、最初一応これで進めていただいて。

いったん10章までいったら、また全体的に戻りますので、すいません。

それでは、第3章の計画の基本的な考え方というところで、どなたかお気付きのこと、あるいはご発言があったら出していただければというふうに思いますが。

○上杉委員 後ほど申し上げようと思っていましたが、計画の実施期間のおおむね5年を目途にですが、これを2年から3年に変更できないでしょうか。その理由については後ほどの章で述べさせていただきます。

○高橋会長 それは意見ですね、わかりました。あと、ありませんでしょうか。行政のほうでこういうような期間を設けてやる場合に、例えば1年刻みとか3年刻みとかとあるんですけども、どっちかっていうと5年っていうのがやっぱり多いような気がするんですけど、なんかあれは意味があるんですか。

○黒川所長 国で出している指針なども5年っていうのが盛り込まれていたかと思います。あと、国のほうの法の改正も5年を目途に見直しされてきているということがあるかと思えます。

○高橋会長 そういう意味で5年刻みのほうがわかりやすいということ。多分、上杉さんのほうはもっと細かく。

○上杉委員 はい、理由があります。

○高橋会長 ちゃんと見といたほうがいいよねっていうことですよ。

○上杉委員 見直しを短くしていただきたいのには意味がありまして。

○高橋会長 わかりました。そのほか3章のところではありませんでしょうか。よろしいですか。

では、5ページの4章のほうにちょっと移らせていただいてよろしいでしょうか。4章のほうの施策推進の基本的な視点ということで、関係者の責務と役割と、それから後ろのほうに6ページにもう一つ、動物関係団体との連携と協力体制ということが書かれておりますが、この辺のところでは何かないでしょうか。よろしいですか。こここの責務は当たり前のことを行政の責務から市民、飼い主、動物取扱業者の責務という形で、あと動物関係団体というふうになっておりますので。じ

や、このところはよろしいですね、これでね。

それでは、第5章の計画の推進体制についてのところで、まず何かご発言あれば。このところのこの表について説明はよろしいですか。大丈夫？

○上田職員 すいません。こちらの表についてはご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、基本構想の資料の中でも使わせていただいている表になっております。

こちらについては公表の段階ではより具体的なものになったりだとか、新しいものに変えさせていただく予定ではあります。

この協力体制、推進体制のイメージ図ということで、このような図も使いますというような表現です。

○高橋会長 わかりました、ありがとうございます。よろしいですか、じゃ、第5章のところは。

じゃ、8ページの第6章の数値目標のところでは、何かご発言ありませんでしょうか。どうぞ。

○上杉委員 まず数値目標のところですが、1、2、3以外にも、札幌市には、犬猫の死体、轢死体が相当数收容されています。飼い猫を外に出したり、迷子にしたりが主な原因だと思いますが、ここに犬猫の死体の回収数の半減と乳飲み子の收容数の半減を加えたらどうでしょうか。理由としては、センターに入ってくる動物だけではなくて、飼い主のいない野外にいる犬猫の数も減らしていくために、目安となる数値や目標を設定し、それを公表することで、迷子にさせない、登録する、不妊、去勢手術をする、猫は室内で飼育するとか、また札幌市の条例でも盛り込まれていますが、飼い猫を外に出すなら不妊措置は飼い主の義務であることを市民に周知することができます。そして、この施策が奏功しているかを確認するには、第3章の計画の実施期間が5年は長いと思いますので、2、3年を目途に数値を公表して、結果いかんによっては見直していくことを提案させていただきます。

○高橋会長 ありがとうございます。一応、じゃあ、提案ということで聞いておきますね。あとでまた出てくる可能性がありますのでね。

そのほか、どなたかご発言ありませんでしょうか。

○上杉委員 まだいいですか。

○高橋会長 どうぞ。今日でこれ一応最後になりそうですんで、皆さん、思っていること出しといってもらわないと。

○上杉委員 犬猫の殺処分ゼロのところですが、安楽死、殺処分ゼロの前に、物理的なことも含め、人間の都合を理由としたものが殺処分であることを入れていただきたいです。

○高橋会長 この前に？

○上杉委員 2行目のところで、「または収容過多」とありますが、そのあとに、など人間側の都合を理由とした殺処分をゼロとすることを目指します。としてはいかがでしょうか。また、安楽死についてですが、傷病や攻撃性を理由としたとっていますが、特に攻撃性についての判定は大変難しいと思います。

安楽死の前に、動物福祉の観点から、回復不可能な傷病等に起因する苦痛からの解放を理由とした安楽死については、専門家の意見を取り入れながら、センターの獣医師が慎重に判断することとしますと修正し、動物福祉を鑑みた致死処分を安楽死の定義として捉えていただきたいと思いました。

しっぽの会でも攻撃性のある犬がいますが、例えば病気に起因している場合と性格上や環境上、気質とかとは全く別物だと思います。例えば気質とかによる攻撃性での処分は、あくまでも人間の都合によるものですから、それは殺処分のくくりになると思います。一昨年のことですが、柴犬がセンターに収容されましたが、脳障害の症状によるような攻撃性があり、他にも脳障害からくると思われるさまざまな問題行動が見られ、病気の回復の見込みも持てないことから殺処分となりました。こうしたケースは攻撃性といっても犬の福祉を考えた上での安楽死のくくりに入ると思いますし、多様性のある攻撃性をここで一つに書いてしまうと危険だと感じました。

○高橋会長 難しいですよ、このところね。

○上杉委員 難しいです。

○高橋会長 そのカテゴリーを考えていくと、やっぱり特に攻撃性のある子の場合には、攻撃性があるからそれが持続するってことはあり得ないことがあるでしょ、結局。それは多分傷だとか、けがだとかじゃなくても、環境だけでも相当やっぱり変わってくると思うので。

○上杉委員 時間をかけて。

○高橋会長 僕、このところはそれも包括しているように書いてあるんですかね。そうですね、どうなんですかね。このところ細かく表現するっていったらちょっと。

○黒川所長 この部分で全てを表現するというのは

○高橋会長 難しいですね。

○黒川所長 難しいということで、その意味で専門家、あるいは複数の方のご意見を入れながら、というところで、いろんなケースをそこで判断するというように考えて。

○高橋会長 ただ、上杉さんの発言は、だからこそきちっと分けといたほうがいいよって
いうことですよ。

○上杉委員 ○上杉委員 これは処分方法ではなくて言葉の定義ですよ。

○高橋会長 わかりました。またあとでちょっといただきましょう。

あと、この今の数値目標というよりもこの犬猫の殺処分ゼロのこの分け方について、どなたかご意見、ご発言あれば出していただきたいんですけど。なんかこら辺難しいところ
だと思うんですけども。

○上杉委員 すごく大事なことだと思います。ここをはっきりさせていくことで、札幌市
は今後どんなふう動物福祉が進んでいくか重要な部分だと思います。

○高橋会長 この辺、菊池先生、何かちょっとないですか、ご意見。攻撃性の子を判断する
のは本当に難しいと思うんで。

○菊池委員 例えばイギリスで言うと、ここに関しても詳しい、上杉さん言われたような
部分っていうのは公表してないんですよ。

だから、ケース・バイ・ケースとしてっていう形でもちろん専門家が入るという。

○高橋会長 それぐらいきちっと専門家が複数入って、そこでいろいろ協議をした上で決
めていくっていう形。

○菊池委員 そうですね。

○高橋会長 まさか1人で決めるわけじゃないですよ。

○菊池委員 もちろんそうですし、攻撃行動自体というのはいろんな理由があって、いろ

んなパターンがあるっていうことがわかっていた上での話なので、だからそのときは専門家がちゃんと入って判断して、
それこそ安楽死させないといけないかどうかというのを決めるということなので、特別な定義というのはいないですね。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほか、どなたかこの辺についてご意見ありませんでしょうか。お願いします。

○滝口副会長 そもそも安楽死については、例えば回復が見込めないから安楽死になるわけですし、苦痛から解放するために安楽死っていう選択肢を獣医師が選ぶっていうことなんだと思うんですね。

ですから、そこの部分はあえて、お気持ち的にはよくわかるんですけども、それ以外の理由で安楽死をするってことは基本的にはないと思いますので、そこはやはり引っ掛かるのは攻撃性のところ、

そもそも最初は殺処分と安楽死って書いてなかったんですね。いろんな意見が出て安楽死っていうのを取り入れたと思うので、そういう意味では殺処分と安楽死をどう定義するかっていうのは

大事だとは思いますが、例えばあのとき出た意見としては、ここの専門家の意見っていうのはやはりその攻撃性という部分については慎重に判断しなきゃいけないから、菊池先生等、

そういった分野を専門にされている方の意見を取り入れてっていう話だったと思うんですね。

ですから、あのときの議事の内容っていうのは表現、ただそのあとは気持ちの部分で、上をくむか、真ん中をくむか、最大公約数的な部分をくむかによって表現変わると思うんですけど、

例えば攻撃性という言葉がなじまないんであれば、矯正だとか改善、譲渡に適さないとか、譲渡に適しないと判断されたとか、攻撃性等を理由にとか、あえて攻撃性という言葉を使わないんであれば、

最終的に譲渡を模索してるんだけど、それができないからそうなっちゃうっていうんですね。そういう表現に変えていただいたりとかっていうことであればいいんじゃないでしょうか。ちょっと聞きながらそう思いました。

○上杉委員 その犬自身、攻撃性があることで苦しんでいる状況ではないと思います。当会にも荒い気性の犬がいて、ボランティアさんが接することが難しい犬もいます。当然そういう犬は、譲渡に結び付くまでには時間が必要で、だからその犬が駄目な犬かということではありません。仮にそう言った犬が行政で処分対象となった場合は、人間の都合に

よるものですから、殺処分の定義になると思います。当該犬は、攻撃性で悩んでるわけでも苦しいわけでもないし、そう言ったことから安楽死と考えるには違和感がありました。

○佐藤委員 私も攻撃性でよく猫が全然慣れてなくてかみついてきて、全く人慣れする見込みがないってことで、なんか命に見切りを付けられて手っ取り早く処分されてるようなイメージがあるので、安楽死についてのこの文章の中に攻撃性を理由にしたっていう、攻撃性っていうのはあまり使ってほしくないなって思います。

○滝口副会長 私も攻撃性っていう言葉についてはやっぱりちょっと考える余地はあると思うんですね。ただ、上杉先生が言われるような殺処分イコール人間の都合っていうと、それもまた少し難しい表現なのかなっていう。例えば、不要または収容過多を理由にしたっていうのは、これは人間の都合とってしまえばそれまでかもしれませんが、物理的な要因もどうしたって出てくるわけですよね。長い時間をかけて矯正していけば、なんとか人に慣れ、馴化していく、その部分ではどこまでこのセンターが関わっていくのかっていう部分も難しい部分があって、家庭の一般的な環境ではなくてボランティアの方に引き取られて、誰かが常に面倒見てくれるような状況であれば、長いスパンで考えることができるんですけども、その手厚い状況が行政の組織で可能かっていうと、そこはものすごくドイツのようにペット税を取ったりして、すごく潤沢に資金があればそうなるのかもしれませんが、ちょっと今の現状からはなかなか厳しいのかなという気もいたします。

○桂委員 お聞きしていて、安楽死のそもそも理由を定義したりとか、固定したりすること自体が難しいと思いますので、この疾病っていうのは当然そうでしょうし、攻撃性ってことは書かないで、ただ安楽死についての専門家の意見っていう、理由付けをなくして、安楽死の中でもさまざま本当に深い理由があると思いますので、前にわざわざ安楽死の理由の枠を書くことで狭めてしまう、どんな言葉を並べても狭めてしまうと思いますので、あえて書かないほうがいいのではないかと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほか、どなたかありますか。どうぞ。

○上杉委員 桂先生がおっしゃたように、様々な言葉が入らないほうがいいと思います。

一つ、訂正させていただきたいのは、前回お話しした攻撃性の話ですが、病的で回復が見込まれない場合を考えていましたので、環境の影響や性格、気質の話ではありませんので、誤解のないようお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほか、どなたかご発言、ご意見ありませんでしょうか。よろしいですか。それじゃあ、一応この数値目標のこの殺処分ゼロの中の安楽死のことも含めた形、

あとで、もしまた全体のときにちょっと話をしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。それでは、次に10ページの第7章のほうに移らせてもらいます。

○上杉委員 すいません、もう一つありまして、犬猫の引き取り数の減少の数値目標ですが、これからは益々、少子高齢化社会になっていって、今後、高齢の方が動物を放棄する数は一定数存在すると思います。高齢者のやむを得ない事情による引き取り数の減少も含め、引取り数を減らすのであれば、逆に不幸な動物が増えてしまふように思います。そうしたことから迷子収容を減らす対策や、返還、譲渡を進めることが福祉の観点からも重要ですし健全なことだと思います。あと猫については飼い主のいない猫対策を講じて、引き取り数を減らす必要がまだまだあります。犬と猫の目標値を設定する場合には、それぞれ別に明確な目標値を設定されるといいのではないのでしょうか。

○高橋会長 犬と猫と別々にしてということですか。

○上杉委員 そうですね。

○高橋会長 でも、ここでは、それぞれ別々に目標値を設定すると表現されてますよね。

○上杉委員 このようにですね。

○高橋会長 わかりました。じゃあ、あとはよろしいですか。

じゃあ、すいません、また7章のほうに進めさせていただいて、この7章についてはいかがでしょうか。ここは前のところでも5章でも話しておりますし、その三大原則のところが書かれていることですので。

何か発言がなければ次に移りたいんですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それじゃ、今度は8章の11ページの具体的施策のところ、動物愛護精神の涵養と、それから次のページの動物愛護管理を担う人材の確保と育成という、この2点のところについて11ページ、12ページのところで、

どなたかご意見、ご発言があればお願いをしたいというふうに思います。どうでしょうか。

会長があんまり言っちゃいけないんでしょうけど、前の段階でもいろいろ話したんですが、今、札幌市は出前講座を各学校へ行ったり、あちこちへ行ったりしてやっていますよね。

今後は動物愛護センターができるときには出前講座はなくなるなど思っていたんですよね。というのは、僕は出前講座って大変だと思うんですよ。日程を決めて、そしてこっちから出向いてって、

そして多分推進員の人も行ってという形になるでしょう。でも、今度できる施設はやっぱりみんなが来やすい場所で、そしてそういう施設があるのであれば、逆に言うとやっぱり現場にたくさん来てもらったほうが

逆に教育にもなると。その出前講座の話だけではなくて、その周りには動物たちにも触れて帰れるわけですから、なんかこのところ、出前講座っていうよりもなんかもっといい表現で、

逆にセンターからそんなにも出向くことよりも、どんどん来てもらえるような施設にしていったほうが。ですから、場所もできるだけそういう場所っていうことにしていますので、

そんな形でこの出前講座のほかにもう一つ何か付けるか、なんかするとやっぱりこれできて、センターの人ももっと走って歩いてしていたら大変なことですので、それよりもやっぱり市民の人、各学校単位でもいいから

来ていただけるほうがいいのではないかなって。ちょっと昨日の夜お酒を飲みながら考えて、そんなことを思いました。そのほか、なんかありませんでしょうか。

○菊池委員 すいません。その意見に関してなんですけど、すごくいい意見だとは思ってはいるんですが、いろんな人がやっぱりいて、いろんな質の人がいるとすると、やっぱりあまり来るばかりになってしまうと質がどうなのかなっていう気がするんですけど。

○高橋会長 出前講座ともう一つとすると。

○菊池委員 両方ってということだといいますが、センターばかりになっちゃうと本当に進めたい部分っていうのがなかなか進められない。教育という部分もそうだし、動物そのものの例えばしつけだとか、交流の仕方もあるんですけど、ちょっと心配になるのかなという気は私にはするんですけど。

○高橋会長 わかりました。そのほか何か。

○桂委員 単純に「出前」を取って、「講座」の開催でよいのでは。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほか何かないでしょうか。

○菊池委員 もう一つ。私がお願いしたいのはこの動物愛護管理を担う人材の確保と育成のところ、もう少しやっばり質を上げていくためにはスタッフの人とかボランティアの人たちの教育っていうのを

しっかりしなければいけないと思うので、今どれぐらいの割合のどういう形で教育のプログラムを考えてらっしゃるかちょっとわからないんですけども、しっかり関わる人たちへの教育っていうのを

プログラムをしっかり組んで、それでやっていていただきたいなというふうに思います。単に1年に1回とか思い付きでやるとかっていうよりも、やはりしっかりしたプログラムを組んで、

それはもう座学もそうですし、実技的なものもそうですし、そういうのを入れてやっていただきたいなと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。たくさん出てきましたね。そのほか何かご発言ありませんでしょうか。よろしいですか。

それじゃあ、13 ページのほうに移らせてもらって、動物の適正管理の推進っていうところで、適正飼育の普及啓発、それから動物取扱業者等に対する監視、指導。それから犬の登録と狂犬病の注射実施率の向上、

その辺のところの13、14 ページのところでは何かあれば、発言をお願いしたいというふうに思いますが。どうぞ。

○上杉委員 13 ページの所有者明示の推進のところですが、名札やマイクロチップ等となっていますが、犬の場合になりますが、ここに鑑札も加えたほうが良いと思います。

○高橋会長 あと、どなたかありませんでしょうか。どうでしょうか、よろしいですか。14 ページのほうはいかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○桂委員 公園散歩講座というところなんですけど、2点あります。散歩するのは公園だけではないだろうということが一つと、もう一つ、公園に入つてはいけない、犬が入つてはいけない公園とかがあるように思います。

例えば、北大の校内の芝生の中は入つては確かいけないとか、そういった例えば公園の出入りを制限してるところもあるので、ここの表現は少し整理する必要があるのかなとちょっと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほかに何かありませんでしょうか。よろしいですか。

それじゃあ、次、15 ページの災害時における対応体制の構築、ここはどうでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○樋原委員 すいません、さかのぼってしまいますが、12 ページの2の2、動物取扱業者に対する監視、指導。この監視、指導というのはどうも引っ掛かるんですよ。常にトラブルを起こしている業者もいると思います。

ただ、全数じゃないんで、常にそういう悪さですとか、そういったことを行っているように監視、指導となれば、常に我々業者っていうのはそういう形を行っているんじゃないかというふうに、

この言葉上だけで見るとそういうふうを感じ取られるんですね。ですから、その言葉だけの、中身も問題なんですけど、監視じゃなくて管理でもいいですし、また当てはまるような言葉があれば訂正していただければなと思います。

○高橋会長 監視っていう言葉がどうも引っ掛かるということですね、わかりました。我々獣医師は家畜保健所には監視、指導されているんだよね、やっぱりね。

でも、昔は多分ないですね。じゃ、そういうふうにしたほうがいい。ここね、わかりました。あと、何かありますか。災害時のほうはよろしいですか。

それでは16 ページのところ、動物の福祉向上のこの3の1と3の2、この2点についてはいかがでしょうか。保護収容動物の福祉の向上と、動物遺棄や虐待の防止ということですけども。よろしいですね。

いや、もしまたあったらあとで全体的にもう一回ちょっと見ますので、それじゃあ、次、9章の動物管理センター施設の位置付けと名称ということですけども、これについて何かご意見、ご発言あればお願いいたします。どうぞ。

○上杉委員 位置付けのところに災害対策が入っていませんが、答申案の4 ページの動物愛護センターの機能強化に、災害時にも動物保護の拠点と入っていますし、

動物保護管理部門の拡充のところでは災害時の対応について考慮することも必要ですとあります。ですので、ここに災害対策を加えたほうが整合性があるのではないかと思います。

これは機能強化ですから、福移支所も含めてのことでよろしいですよ。熊本の震災ではペットと同行避難をして、行った先で断られ一緒に避難できなかった事例も多いと聞いていますし、大規模災害時には市民とペットの同行ではなく、同伴避難ができる施設となると入れていただくといいかと思います。

○高橋会長 でも、前のところでも、うたってて、ここに入っていないのはなぜかな。

○上杉委員 ここに入っていないのはなぜかと思いました。

○黒川所長 事務局からよろしいでしょうか。動物保護管理部門の拡充の中で災害に関してというのは必要な機能の中に入れさせていただいているのですけれども、付帯意見のほうに入っているということは

盛り込みきれなかったものというか、そういったものになっているのもあります。また、強調している部分がありますけれども、それで本当にそこが同伴避難する場合、同行避難する場合の拠点になり得るほどの

面積を確保できるかとか、そういったところの制約を考えると、もしかしたら近接したところをそういった場所にする場合もあるかと思しますので、この中核となるところからは現段階では盛り込まずに、

災害時の役割を果たすことも考慮する必要がありますといったような書き方にさせていただいております。

○上杉委員 今、所長がおっしゃったような内容がここに加わりませんか。

○黒川所長 今の時点で必ずそこが、皆さんが同行避難できる場所になるというところまでは申し上げないかなと。

○上杉委員 災害時に関する何を何か入れることはできますか。

○黒川所長 災害時に災害対策を考慮した施設と、何かそういった機能、例えば先ほど申し上げたような保管器具のスペースですとか、

そういった意味で災害も考慮した施設ということではできるかと思うんですけど、同行避難までになるとどのくらいの面積がっていう。

○上杉委員 確保は難しいと。

○黒川所長 確保できるか、今の時点ではちょっと不明というか、盛り込むとかえって制約が出てしまうかなと思うんですね。

○上杉委員 わかりました。

○高橋会長 災害時の対応をできるっていうことぐらいは書けますよね。

○黒川所長 そうですね。

○高橋会長 そうですよね、管理センターとしてね。

○上杉委員 ありがとうございます。

○高橋会長 なんかそういう形のほうが、あんまり細かく入れちゃうとあれですから。そういう形で、でももし入れればちょっと考えてみましょうね。

○上杉委員 いろいろと出てくるかと思いますが、よろしくお願いします。

○高橋会長 ありがとうございます。それではちょっと10章のほうに行って、10章のほうで動物管理センター施設の機能強化ということで書かれておりますが、ここについてはいかがでしょうか。

○上杉委員 第10章の19ページのところで、いろいろな機能の施設がありますが、この中に手術室がありませんが、動物福祉を考えると積極的に治療を行えることは重要なので、ここに手術室があったほうがいいのではないのでしょうか。旭川のあにまあるには手術室も完備した治療室がありますが、臨床経験のない獣医師職員が動物病院に出向いて1年間ほど研修を受けたとか、臨床経験のある獣医師職員から技術を教わり、積極的な治療も行っているようです。また、地域の飼い主のいない猫の避妊・去勢手術も行っておられますが、このように福祉に配慮した施設となるには手術室も必要なのではないのでしょうか。

○高橋会長 ありがとうございます。

○黒川所長 事務局からですけれども、現在の処置室と書かれた中に手術も含めて考えてございます。ただ、今の方向性としましては、市内の動物病院との連携についても検討するように
経営層からも指示が出ておりまして、そういったことも考慮してということになっております。

○高橋会長 わかりました、ありがとうございます。一応この骨子案のほうは今それぞれで話していて、何カ所かでご発言をいただいておりますが、全体的にもう一回ここだけは念を押したいとか、

ここのところが気になるっていうところがあればご発言をいただいて、あとでまたメモっておこうというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○上杉委員 何度も申し訳ないです。やはりこれ読ませていただいて感じたことは、殺処分ゼロはもちろん達成したいことですが、本当に大事なことは不幸な動物がいなくなる社会だと思います。ですので、そういったことを盛り込んでいただくことと、それから先ほどの安楽死に関するところでも、殺処分の意味、安楽死の定義、自然死については分かりますが、動物の福祉には大切なことですので配慮していただけたらと思います。

○高橋会長 それとあとスパンの問題ね、さっき言った2年、5年の。

○上杉委員 数値目標ですね。轢死体ですとか、乳飲み子の数とか入れば、結果早期に問題解決につながると思いますので、よろしくお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。あと、全体的に何かご発言があればお出しいただいて、なければ前に進みたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に答申案のほうについてですけど、これも3回にわたってご審議してまいりましたけれど、二つの付議事項である推進計画の策定についてと、動物管理センターの機能強化についての

二つについて答申案としてまとめることになっておりますので、まずこれも事務局のほうからご説明をいただいて、また今みたいに話し合いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○高田指導係長 指導係長の高田です。私のほうから、お手元の答申案をご覧いただきながら進めさせていただきたいと思います。

まず答申案の8ページをご覧いただきたいんですけども、こちらの答申案の構成についてご説明させていただきたいんですけども、先ほどご議論いただきました推進計画、この骨子案が一つ目となります。

最終的には答申書になりますけれども、そちらの付属資料としまして推進計画の骨子案が一つ、付きます。また併せまして、皆さまの委員名簿ということで、二つ目としまして、第1回に資料としてお示しさせていただいております委員名簿。また併せまして、次のページの9ページになりますけれども、これまでの審議経過をまとめておりますけれども、第1回から今日第4回までの内容、概要として審議経過としてまとめさせていただきます。

また4点目としまして、条例、協議会の位置付け等を示す資料を付ける形で答申書とい

う形で取りまとめる構成になっております。具体的な答申書の案の内容をご説明させていただきますけれども、

これまでの審議の内容を踏まえまして、皆さまの意見をいったん集約させていただきまして、こちらを高橋会長、滝口係長に内容をご確認いただきながらご意見等をいただき、それを反映させたものとなっております。

こちらの内容、簡単ですが、ポイントとしてご説明させていただきたいと思っております。

答申案の表紙をめくっていただきまして、まず1ページ目は、「はじめに」ということで、答申にあたってという内容を記載しております。こちらはこれまでの基本構想に始まりまして、

条例を制定し、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現に向けまして、推進協議会の中でいろいろご議論いただいているというような内容。また併せまして、委員の皆さまからは動物愛護センターの新設に対する強い要望ですとか、さまざまな意見をいただいておりますので、そういったものを内容として盛り込んでいるというスタンスになっております。

また、この答申においては、この答申を基にして三つの基本施策を確実に実施することです。また、札幌市動物愛護センター新設に関する陳情を提出していただいております、この2ページ以降になりますけれども、これらをしっかりと反映させていただきたいというような意味合いで取りまとめています。

また、3ページのほうにいきますけれども、答申の中ではまずは推進計画が別添として骨子案も付きますので、こちらのご説明が3ページのほうになります。

これは今までご議論いただいている内容なので割愛させていただきますけれども、考え方なども整理されている形になっております。

また、4ページにいきまして、動物管理センター、施設の機能の強化についてということで、推進協議会の中でのご議論を整理しているところでございます。

また、その考え方としまして、機能集約と利便性の向上、これらにつきましては2所体制としたほうが良いという問題ですとか、交通の便が悪く市民が利用しづらい状況があるというふうなこと。

また、併せまして、獣医師会ですとか、北海道大学をはじめとしました獣医系大学などの関係機関との連携、こういったこともしっかりと進めていっていただきたいというご意見をいただいているところだと思います。

二つ目としましては、今現在の動物管理センターに不足している部分ということで、市民交流、動物愛護部門の創設というご意見もいただいております。

市民の学習、交流スペースですとか、譲渡者の相性確認などの、そういった、また併せまして市民交流の場を備えるということが必要だということをご考え方として整理しております。

また、3点目としまして、動物保護管理部門の拡充ということで、動物管理センターの

保護収容施設としての機能につきましても、動物の福祉に配慮した構造という観点で、また感染症の侵入防止、あるいは蔓延防止、そういった観点の施設になってほしいということも記載しております。

最後、5ページになりますけれども、これまでの考え方で、あるいは推進計画の骨子案の中で表現しきれていない部分につきまして、付帯意見という形で整理をさせていただいております。

これはいろいろな審議の過程の中でいただいた意見を一応9項目でまとめている内容となっております。

一つ目としましては、交流スペースの部分、市民全体にとっての憩いの場を形成してほしいという意見。2つ目としましては、施設整備においては、市民が意欲をもって訪れる、体験学習施設といえるような、

体験学習のできるような施設になってほしいという点。また3点目としましては、先ほど来いろいろご意見いただいておりますけれども、殺処分や安楽死についての定義。

4番目としまして適正飼育の促進、あるいは飼い主のいない猫についての対応。5点目としまして狂犬病予防法に基づきます犬の登録や予防注射の観点。6番目としましては施設整備の観点において、

感染症防止をはじめとした体調管理、十分な収容スペースの確保や、ストレスの緩和や動物のケアなどに配慮すること。7番目としましては災害時の対応につきまして、

動物管理センターが中心的な役割を担ってほしいということ。8番目としまして施設の整備にあたってご議論いただきましたけれども、現在の八軒本所という立地につきましても、一つの良い場所ではないかというご意見もいただいた点。最後、9番目になりますけれども、動物の処分、火葬につきましては、動物愛護の中心施設にはそぐわない機能であるという部分で、

集約する機能からは除くべきではないかというご意見、そういった形で骨子案全体をまとめています。ポイントとしましては以上でございます。

また、この答申案に対し、このあといろいろご意見いただきまして、最終的には秋元市長への手交式を予定しております。こちらにつきましては本日お取りまとめいただいた答申書につきまして、

1月下旬で現在、秋元市長のご予定を秘書課と調整してるところでございますけれども、高橋会長のほうから秋元市長に直接、手交していただくような式を設定しております。

また、もう一点、参考資料としまして、今後の推進計画の策定スケジュールという資料をご用意させていただいたんですけれども、お手元の参考資料をご覧いただきたいと思っております。

○高橋会長 1枚ものの用紙ね。

○高田指導係長 こちらにつきましては、今回お取りまとめいただきます答申書、こちらに基づきまして札幌市側で推進計画の素案を作成しまして、さらに市役所の庁内、関係部局や関係機関と協議、

調整を行うこととしております。その後、市民のご意見をいただきますパブリックコメントを約1カ月間実施いたしまして、平成29年度末に公表というスケジュールで考えております。

29年度にあたりましては、秋頃になろうかと思えますけれども、29年度の推進協議会を予定しておりまして、その段階で札幌市の調整状況などを皆さまのほうにも進捗状況報告という形で

ご説明させていただく予定でございます。私のほうからのご説明は以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。一応、答申書の案のほうをご説明いただきました。計画策定のスケジュール案についてもご説明をいただきました。

どなたかこれについてご意見、ご発言あればお願いをいたします。どうぞ。

○上杉委員 骨子案の6ページのところの殺処分の付帯意見のところですね。これは今の骨子案の意見が反映されて変わることで宜しいですか。

その次のページにも同じように更正不可能な攻撃性とありますので、これも同じように修正していただけるということで理解して宜しいですか。

○高橋会長 よろしいですもんね。

○上杉委員 わかりました、ありがとうございます。

○高橋会長 そのほか、どなたかありませんでしょうか。

○菅委員 菅です、よろしくお願ひします。6ページの(5)、狂犬病の予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防接種率の向上とあるんですが、骨子案のほうにあるとおり、今回のこの協議会での考え方は全ての犬の登録ということになっていると思うんですね。そうすると、ここでの文章の表現方法、それからこれから札幌市がやっていこうと思っていることについて考えると、

この文章の表現はちょっと緩いというか、もう少ししっかりやってくような形の文章表現になったほうがよろしいかと思ひます。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほか何かありますでしょうか。今のこの狂犬病のこの辺の表現の仕方についても、あとでまた発言あれば。

○高田指導係長 基本的には全ての犬の登録というような表現に変わっていかうかと思えます。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほか、どなたかご発言ありませんでしょうか。事務局のほうで、あと先ほど出た質問やご意見の中を通して、何かもし、今ここでちょっと発言しておきたいってことがあれば、していただいても大丈夫だというふうに思いますが。先ほどの安楽死のところはもうちょっと精査をしていかないと、ちょっとあれですね、そこのところをどうしようかなってというのは。どうぞ。

○高田指導係長 第3章の計画の基本的な考え方につきまして何度かご議論いただいている部分で、推進計画骨子案の4ページをご覧くださいでもいいでしょうか。

こちらの3番目で実施期間のお話が骨子案に書いてありまして、10年間の計画の中でおおむね5年間の見直しという表現、こちらにつきましては先ほど所長のほうから国の指針ですとか、

国のほうで、こちらにつきましても基本的な考え方として、表現としてはそのような形で整理させていただいているんですけども、やはり法律自体が改正されたりですとか、

社会情勢が変化することに応じて当然見直しはしていくということも記載しておりますし、また併せまして、推進協議会自体を毎年基本的には開催していくことにしております、

今回の推進体制の中にも書いておりますけども、推進協議会の中で助言やご意見をいただきながら事業自体、あるいは施策自体を実施していくという、そういった推進体制にしておりますので、

決して皆さんの意見を生かしていかないということでは全くないので、基本的な計画等の見直し、これはかなり労力も掛かることですので、やはり5年単位というか、

それぐらいの大きなスパンにさせていただきながら、また意見自体は1年1回、推進協議会自体もごございますので、そういった中で頂戴していくという、

そういった2本立てといいますか、そういった体制で進めていくということでご理解いただければありがたいなといったんは思っているんですけど。

○高橋会長 いかがですか。

○上杉委員 それは、細かな修正はその協議会の中で行われていって、意見を吸い取っていただけるということによろしいのでしょうか。

○高田指導係長 特に、具体的な事業実施ですとか、あるいは細かい統計データですとか、

そういったことを推進協議会の中で情報提供させていただきながら、具体的な取り組みを検証していただくという観点のことに关しましては、1年に1度そういう機会を設けていくことが可能ではないかと考えております。

○上杉委員 それはもちろん公表というか、市民の方にも周知できるっていうことでよろしいんですね。

○高田指導係長 そうですね。この会自体は公開ですので、そのような理解をしていただければと思います。

○上杉委員 5年間話し合いがないのでは、きめ細かな軌道修正ができないと思ったんです。状況は刻一刻と変わりますし、年に1回話し合いの機会が設けられるのであればいいのではないのでしょうか。

○高橋会長 ありがとうございます。毎年、推進計画の取組を見ていくわけですから、そうすると毎年毎年の見ていく中で変更点が出てくる可能性もありますし、あと動愛法の改正のこともありますし、だからやっぱりできるだけ国の動愛法の中で地方自治体のほうで動いてかなきゃ多分いけないんだろうと思いますよね。じゃあ、そういう形でよろしいですね、ありがとうございます。

あと、さっきのところでもう何か所かあったのは、安楽死関係のところでしたっけ、殺処分のところでしたっけ。この辺の表現のところはどんなものでしょうか。一応これ、事務局のほうで承っていただいて、あとで補正できるものは補正する、できないものは、このあとまた集まる機会はなくなりますので、全体の委員の方にそのところはこうしましたよっていう概略か、こうしますよっていう何かをいただけるかどうかですよね。多分、上杉さん心配でしょう。すいません。

○上杉委員 とっても気になってはいます。

○高橋会長 わかります。その辺のところは多分あれですよ。

○桂委員 多分、上杉さんが懸念されているこの第6章に、何となく動物福祉のにおいがしないというところがあるのかなとか、それが一番の原因かなと思うんですね。ほかのどこでは福祉を立てて、ここでは物的な扱いになってしまっているところが、数値目標という面ではまさにここに書いてあるとおりになんだと思うんですけども、

ここに何かそういう処分にしてもなんにしても、そういう文字なり、におわせ方があれば、全体的にまとまるような気がします。どうすればいいかはわかりませんが。

○高橋会長 どなたかいいアイデアありませんでしょうか。そのことは、さっきの攻撃性うんぬんの話も全部網羅できて、最終的にこの専門家のかなり原点、ここのところ何かそういうのを作って、
きちっとそこで1回確かめるとかっていうのはあればもっといいんでしょうけどね。さっき菊池先生が言っていた、もうちょっと言ってみて。

○菊池委員 専門家の意見を取り入れてってところですか。私の意見としては、やっぱり問題行動が本当に回復見込みがないんだと、やはり安楽死させざるを得ないことも出てくるってことは
絶対あると思っているんですよね。なので、それをここでうたうか、うたわないかっていうところの話だと思うので、それが本当に現実だとしたら、項目としてやはり入れてもいいんじゃないかなと私は思うんですけど、
上杉さんがおっしゃっている観点っていうのはすごくよくわかるんですけども、ただそうせざるを得ないこともあるから、だから専門家の意見を取り入れて判断するっていうことなんですけど、意見ありますか。

○上杉委員 そういう子が処分になってしまうこともあり得るっていうのは、致し方ない場合もあることは理解できるのですが、譲渡の見込みがないとか、職員の方の安全とか、物理的な要因等によるものは、安楽死という表現ではなく殺処分になると思いました。

○高橋会長 さっきのところね、そのところね。

○上杉委員 以前に病気か先天的な遺伝なのか明らかに異常があった犬が収容されていましたが、その犬は、本当にやむを得ず、かわいそうでしたけど殺処分されたことは覚えています。そのときはガス室ではなく麻酔薬を投与し安楽死されていました。致し方なかったっていうのも承知しています。ですので、安楽死と殺処分とは定義が違うこと申し上げたかったのです。

○高橋会長 わかりました。あと、ここのところだけもう1回どなたか何かいい、この表現の仕方ですね、逆に言うともね。もうここで議論していることで皆さんの気持ちは一緒でわかっていると思うんですが、
でも一応これ、ここのところで表現でちゃんとうたわなきゃいけないので、それが、皆さんがそのことでわかってくれないと、その文章に対してまたいろんな議論が出てきちゃう

可能性があると思うんですね。

○桂委員 どうしても動物がかわいそうとか何とかっていう、福祉とか、そういう動物のほうに偏りがちな議論になってしまうんですけども、やはり動物が人に危害を加えるという危険性もこれは冷静に見なきゃならない。

ただ、同じ命であるから命の尊厳ってということではやはり大切にどんなものでも扱わなきゃならないですが、先ほどの処分というものも人間社会の中に生きていく上では必要な社会的処置だろうと思いますので、

ただ福祉、福祉ということだけではなくて、それこそ今いろいろ話題のワンヘルスですか、いろんな動物の命も一つということから考えると、そういう命の尊厳は守りつつも、やはり社会に適応できないものへの、

それこそ殺処分というのはやむを得ないというようなものと、やっぱりむやみにいじめるとか殺しちゃうという福祉を無視したものってというのは、明確にやはり何となく分けていけるような文章がいいのではないかと

と思います。そこにただそういう命あるものの尊厳を尊みという言葉を入れるとか、あとむやみな命の扱いとかっていうようなものとかということ、少しメリハリとかが、あまり偏り過ぎない、感情に流され過ぎない、

ちゃんと冷静な判断で飼うんだということも入るのではないのでしょうか。

○高橋会長 ありがとうございます。よろしいですか、そんな形で。事務局のほう、いかがでしょうか。

○黒川所長 殺処分のほうは、先ほど人間の都合を理由とした殺処分というような表現もいただいたんですけども、今お話をお伺いしますと、人間社会に適合できなかった場合、それは殺処分に入れるとか、

そういった表現にもなるかなというふうに思います。ただ、安楽死についてはやはりかなり難しい定義になるかと思しますので、先ほど桂先生からいただいたように、修飾のほうを省略させていただいて、

それはケース・バイ・ケースで専門家、複数の方にご意見いただきながら判断することにしていきたいかなとは思っています。

○高橋会長 ありがとうございます。そんなところで一応まとめてみてください、申し訳ありません。そのほかあと先ほど出てきたところで何か、もう一度皆さんのご意見を聞かなきゃいけないところが、

大丈夫ですね、そのところだけですね。あと先ほど樋原さんから出た、監視の言葉ですね。ここの辺も、僕もこれ、監視というよりもなんかもうちょっといい言葉ないのかなと。

我々全部取扱業者ですからね。

○上杉委員 愛護団体も同じですよ。

○高橋会長 そうですよ。

○上杉委員 だと思います。

○高橋会長 このところも一応それを含みまして、ちょっと考えてみていただけますか。

○滝口副会長 適正指導。

○高橋会長 適正指導、いいね、それ。今そういうご意見も出てきております。動物取扱業者などに対する適正指導。それなら我々も素直に受けられます、すいません。そんな形でそのところ、お願いをいたします。

そのほか最後ですので、どなたか全体的にご発言があれば出していただきたいというように思いますが、いかがでしょうか。

○上杉委員 先ほどの数値目標で、死体回収、轢死体、乳飲み子の収容数の半減も加えていただきたいとお話させていただきましたが、こちらに関してはいかがでしょうか。数値目標になりそうでしょうか。

○黒川所長 検討したいと思います。猫については乳飲み子の部分に手を付けなければ、この数値というのは達成していけないかなというふうに認識しておりますので、実数で示すということも可能かなと思います。

ただ、道路上の死体の部分ですね、こちらのほうも近年徐々に減ってきているというふうに思っておりますけれども、こちらを目標にするかどうかというのはちょっと検討させていただきたいと。

○上杉委員 ただ、この数は殺処分数よりも圧倒的に多く、そういった意味では、ここの対策を講じなければ、不幸な動物は減っていかないだろうと思います。当然それは迷子にさせない、それから犬については鑑札を付けるですとか、あと猫は室内飼いをするとか、交通事故に遭って子猫も多いですし、外での繁殖をさせないためには不妊措置を講じるとか、轢死体数を減らすことは、根本の対策につながっていきます。動物福祉全体で考えると、殺処分を減らすだけではなく、ぜひ盛り込んでいただけたらうれしいです。

○高橋会長 ご意見ですから、一応きちっと議事録にも残っておりますので、ご安心ください。そのほかにそれでは全体的に質問、ご意見、あとありませんでしょうか。どうぞ。

○中村委員 すいません、中村と申します。今の死骸のことなんですけど、動物管理センターが直接回収に来る場合と、多くは今度の場合、道路管理事務所ですとか、あと清掃業者のほうに行きますよね。

そういったものも全部動物管理センターに来るんですか。

○黒川所長 死体の場合は環境局の清掃事務所のほうが回収に行くのですけれども、最終的には福移支所のほうで火葬をお引き受けしています。

○中村委員 結局だからじゃあ回収するところはばらばらであっても、最終的には全部こちらのほうにわかっているものは行くってことですか。

個人が勝手に捨ててしまえば別なんだろうけど、わかりました、ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。じゃあ、先生のほうから。

○滝口副会長 骨子案の13ページの、動物の適正管理の推進の適正飼育のところなんですけれども、先ほど上杉さん言われていましたけど、不幸な動物を減らすってやっぱり重要なことだと思うんですよね。

そのためにしつけもいいんですけども、やっぱり動物の社会化とかっていうのが、その動物の社会化っていう言葉が一切盛り込まれてないんですけども、どうですか、菊池さん、その辺やっぱりきっちりやるっていうのが。

○菊池委員 そうですよ。すいません、先生が、私が言わないといけない。確かに本当にそのとおりだと思います。

○滝口副会長 そういうのがしっかりされていれば、やっぱり不幸な動物っていうのは減るのかなと思うので、動物の社会化っていう言葉をどっかに盛り込んでいただければいいのかなというふうに思いました。

○高橋会長 貴重なご意見ありがとうございます。そうですね、どうして出てこなかったんだ。

○菊池委員 すいません。この動物飼育相談や飼い方教室に気を取られて。

○高橋会長 そうですね。でもこの社会化については、だからこれはもう新しい動物愛護センターができたときには、もう必ずそこはやらないと絶対に、動物たちの事故も減りませんし、

それから人に対してのも減りませんし、だからそのところはやはり日本の動物を飼っている人たちが、まだそのところがやっぱり遅れているので、海外で動物を飼っている人たちから見ると、

なんでいつもあんなにつないで歩いているのっていう形になってしまうんですね。本当はそうやってリードは持っていなくてもつながなくても散歩できるような、そういう街の、札幌がそういう街になってくれれば、本当の意味での動物社会での文化都市札幌になるというふうに思いますんで、ぜひそのところはこの会で、僕らが言うだけではなくて、ここにいる人たちはやっぱりそれに気を付けながら動物と接していきたいなというふうにちょっと思っております。

そのほか全体で、ちょっと時間が早いんですけども、これ以上伸ばせそうもありませんので、ご発言がなければ。どうぞ。

○樋原委員 質問でよろしいですか。7ページの施設の整備に関してうんぬんって書いていますよね。現状は八軒本所を良い立地条件の一つとして考えていると書いていますけども、実際問題、

10章の動物管理センターの中に振られています動物愛護部門の創設、譲渡相性確認施設、個別相談室、それから次の管理部門の拡充ということで、犬猫の収容室から災害物資ほか、こういう機能的なスペース、もろもろ書いておりますが、これだけの施設が現状の敷地で行えるんでしょうかという質問なんですが。

○高橋会長 どうぞ。

○高田指導係長 こちらにつきましては、八軒本所という、八軒の土地の場所、立地条件について議論していただいた、皆さまの記憶を呼び覚ましていただけるとありがたいのですが、中心部とあるいは、

都市型と郊外型っていうことで議論いただいたときがあったんですけども、そのときの中で八軒っていう場所、土地として中心部にかなり近い位置で、公共交通機関もある程度あり、車でも行きやすい、

そういった場所の立地としてどうかというご意見の観点っていうことで、今の本所があるそのスペースを使ってという意味合いというよりは、周辺環境の位置として一つそういうご意見を確認というか、

すいません、第2回だったと思うんですけども、ご意見をいただいたときのご意見をまとめている形でございます。であれば、八軒本所という言い方が少し限定的な印象を与え

てしまったのかもしれませんが。

○高橋会長 前にそういう書き方ちょっとしたときありましたもんね。

○高田指導係長 八軒本所周辺という言い方にさせていただいたら、今のような誤解を生まないかもしれないなど。

○樋原委員 誤解していましたけど。

○高田指導係長 本所の場所という言い方よりは、八軒本所の立地というふうに捉えていただければと思っております。

○樋原委員 わかりました。

○高橋会長 よろしいですか。あと、どなたかご発言、ご質問。

○上杉委員 質問ですが轢死体は、犬、猫、猫のうち子猫とか分けた数字は出ていますか。

○上田職員 動物種別に数は把握しております。あとは遺体、回収場所の情報も一緒にセンターに入ってきますので、入ってきたときに迷子動物との確認だとか、そういったこともさせていただいております。

○上杉委員 そうしましたら、例えば飼い猫で首輪があったとか、そういったこともわかるということですね。

○上田職員 そうですね。これまでに実際事例もあるんですけども、迷子届けと一致してご遺体の確認に来ていただいたこともあります。

○上杉委員 わかりました、ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほかにご質問ありませんか。ご意見、ご質問、ありませんでしょうか。

○樋原委員 ないです。

○高橋会長 それでは一応この答申案のほうの審議についても終了をしたいというように

思います。ちょっと時間早いんですが、今日この答申書と推進計画の骨子案と両方、皆さんで結構細かいところまで議論ができたように思います。そういう意味で、私これで議長の座を降ろさせていただいてよろしいでしょうか。

○黒川所長 高橋会長、ありがとうございます。それでは、今年度、今回4回目で最後となりますので、来年度の推進協議会の開催につきまして、これについてはあらためて会長とご相談させていただきながら、また皆さまにご連絡させていただきたいと思います。

それでは本日の閉会にあたりまして、保健所生活衛生担当部長の石田より、皆さまにごあいさつを申し上げたいと思います。

○石田部長 皆さん、こんばんは。生活衛生担当部長の石田でございます。閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日は年末のお忙しい中、また非常に悪天候の中ご出席いただき、さらにはこういう長時間にわたるご協議いただきまして、誠にありがとうございます。この協議会では、皆さまご存じのように、

この3月に制定されました札幌市動物の愛護及び管理に関する条例、これに基づく附属機関としまして、先般の市長の諮問に応じて、それぞれの専門的な見地からご協議いただいたところでございます。

併せて今回、今後の動物管理センターの機能の充実、強化、この点につきましてもご審議いただいたところでございます。一応、今年度は今回の会をもちまして終了ということになります。

委員の皆さまにはご熱心にご審議いただきまして、札幌市動物愛護管理推進計画の骨子案を含めました答申書という形で協議会の意見を取りまとめたいただくことができました。本当にありがとうございます。

私ども、皆さまのご意見を真摯に受け止めまして、これから動物愛護管理推進計画を今後完成させ、動物愛護管理行政をより一層進めることに努力してまいりたいと考えております。

最後になりますが、今後とも皆さまのご指導、ご協力を賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会にあたりましてごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○黒川所長 それでは本日は皆さま、誠にどうもありがとうございました。これにて閉会いたします。